平成２２年（フ）第３２３２号
福岡市早良区曙２丁目11番９―202号
債務者　加治　祐未
1　決定年月日時　平成22年12月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月22日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第３２３３号
福岡市東区美和台５丁目32番１―201号
債務者　河本　秀敏
1　決定年月日時　平成22年12月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月22日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第３２３４号
福岡市東区美和台５丁目32番１―201号
債務者　河本　政子（旧姓島添）
1　決定年月日時　平成22年12月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月22日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第３２６７号
福岡市早良区飯倉２丁目８番19―102号
債務者　西田　良太
1　決定年月日時　平成22年12月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月22日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第３３５号
富山市晴海台12番23号
債務者　松井　　悟
1　決定年月日時　平成22年12月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月23日まで
富山地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第３４１号
富山県中新川郡立山町江崎25番地、前住所金沢市長田２丁目26番５号
債務者　中島　千博
1　決定年月日時　平成22年12月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月23日まで
富山地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第３４８号
富山市古志町５丁目78番地
債務者　高島　　健
1　決定年月日時　平成22年12月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月23日まで
富山地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第３５１号
富山市赤田44番地２　レ・セリジエ103号、前住所富山市新金代２丁目113番地
債務者　松田　敏和
1　決定年月日時　平成22年12月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月23日まで
富山地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第２２０号
新潟県長岡市摂田屋２丁目13番29号
債務者　小根山　弘
1　決定年月日時　平成22年12月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月24日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２２年（フ）第２７３号
新潟県小千谷市大字千谷甲1851番地６　グループホーム共生
債務者　風間　直人
1　決定年月日時　平成22年12月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月24日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２２年（フ）第２０１１号
札幌市南区藤野３条４丁目３番23号
債務者　仲西　貞子
1　決定年月日時　平成22年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３０３３号
札幌市東区北35条東22丁目２番８号
債務者　原田　英明
1　決定年月日時　平成22年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３１３７号
札幌市東区北30条東２丁目１番３号
債務者　樋口　　昇
1　決定年月日時　平成22年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３３７６号
札幌市北区篠路５条２丁目３番22号　リベンス52―201号
債務者　池田　光義
1　決定年月日時　平成22年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３３７７号
札幌市北区篠路５条２丁目３番22号　リベンス52―201号
債務者　池田　幸江
1　決定年月日時　平成22年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３３８１号
札幌市豊平区中の島１条７丁目３番１―703号
債務者　大谷　洋子
1　決定年月日時　平成22年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３５２６号
北海道北広島市共栄町１丁目９番地３　プリリア共栄102号
債務者　齊藤　　浩
1　決定年月日時　平成22年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３５２７号
北海道北広島市共栄町１丁目９番地３　プリリア共栄102号
債務者　齊藤まさみ
1　決定年月日時　平成22年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部